

令和6年度第1回埼玉県入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会 会議録

日 時 令和6年7月4日(木)

午後2時から

場 所 三芳町立中央公民館

1階 多目的ホール

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について
- (2) 道路運送法第79条の2(登録申請)に係る協議案件について
- (3) 道路運送法第79条の6(更新登録申請)に係る協議案件について
- (4) 道路運送法第79条の7(変更登録申請)に係る協議案件について
- (5) 道路運送法第79条の8(対価の変更申請)に係る協議案件について
- (6) 登録事項変更に係る報告案件について
- (7) 実績報告案件について
- (8) その他

4 閉会

1 開会

2 挨拶

3 議題

(1) 地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について

○会長

それでは、議事に入る前に、事務局のほうに確認ですけれども、本日の傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局

はい、傍聴者は1名おります。以上です。

○会長

ありがとうございます。当運営協議会は、原則公開となっております。傍聴を許可することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。異議がないということですので、傍聴のほうを許可ということで、傍聴者の入場案内のほうをしてください。

〔傍聴者入場〕

○会長

それでは、配られた次第に基づいて順次議事のほうを進行してまいります。議題（1）、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について協議に入ります。それでは、事務局から説明のほうをお願いいたします。

○事務局

それでは、説明を申し上げます。資料、地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断を御覧ください。まず初めに、こちらの資料は、事前送付すべきものでしたが、送付できず申し訳ございませんでした。

地域内における移動制約者等と福祉有償運送の必要性の判断について、机上配付の資料を御覧いただき、何かご意見等があればおっしゃっていただければと思います。

1の地域内における輸送の対象となる移動制約者の数については年々増加しており、令和4年度末から令和5年度末の1年間で約5,000人増加しております。

また、2の地域内におけるタクシー等公共交通機関の状況については、県内全体としては減少傾向、県南西部において車両数はほぼ横ばいという状況でございます。

以上のことを踏まえると、5の地域内における上記の状況等を踏まえた福祉有償運送の必要性についてのとおり、移動制約者が増加傾向にあること等を勘案すると、利用者が安心して移動することができる福祉有償運送の必要性は高いと考えられます。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは、説明のほうが終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ありましたらお受けいたします。

改めてお伝えいたしますが、本日の会議内容につきましては、議事録作成のため録音のほうをさせていただいております。発言の際は、挙手の上、マイクを受け取り、最初に所属とお名前を述べてから発言のほうをお願いしたいと思います。何かご質問のほうございますでしょうか。

○委員

3番目の案件なのですが、福祉タクシー券の状況ですけれども、これはあれでしょうか、各市町村が異なるとなっておりますけれども、これは有償運送事業でも、タクシー券の利用はされている地域、市町村があるのでしょうか。

○副会長

すみません。私のほうから答えます。

今日、多分担当課が、障害関係なので、いないかなと思うのです。福祉タクシー券のほうを出しているところが。私が知っている限りでは、現在の状況では埼玉ではあまり福祉タクシー券を使ってというのはやっていないかなというふうに思っております。障害関係に関しては、生活サポート制度あるものですから、そちらのほうを使っている方々が多いというふうに思っています。ちょっと高齢者のほうに関しては、ちょっと私たちのほうでは把握していないのですけれども。よろしく申し上げます。

○委員

所沢市の場合は、営業のタクシーだけがタクシー券が使えるのです。有償運送事業は使えないという。これが逆にタクシー券が使えるようになると有償運送事業の乗客が増えるだろうと思うのです。こちら2つのタクシー券を使う営業車と、それから有償運送事業と2つ持っているものですから、どちらかでは使っているのですけれども、これが有償運送事業で使えるようになると、乗客数は間違いなく増えるのではないかと思いますので、これ検討していただく課題だと思います。有償運送事業でタクシー券が使えるという、そういう条件ですね。よろしく申し上げます。

○副会長

私のほうからちょっと答える立場ではないのですけれども、基本的に全国の中では使っているところもあるのですけれども、一応埼玉では生活サポートをやっているものですから、基本的にはそちらを使いましょうと。タクシー券はタクシーのほうでお願いできればということで今までやってきています。もちろん使ってはいけないということではないのですけれども、一応そうい

うふうに埼玉の場合はやっているということでご理解いただければ。もちろん意見は意見として、よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。それ以外にご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、令和6年度につきましては、入間東地区において福祉有償運送が必要と判断してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので。ありがとうございます。

(2) 道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について

続きまして、議題（2）のほうに移らせていただきます。議題（2）、道路運送法第79条の2（登録申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議のほうに入ってまいります。

登録申請に係る協議案件は1件です。説明の前に、次の協議案件の事業者様におかれましては、答弁席の横でご準備のほうをいただくようお願いいたします。

なお、事業者様におかれましては、ご自身に係る協議が終了しましたら、ご退場いただいても結構です。

初めに、審査資料1、朝霞市のNPO法人なかよしねっとにつきまして、朝霞市事務局及び事業者様から概要のほうの説明をお願いいたします。

○事務局（朝霞市）

着座にて失礼いたします。今回新規登録申請をさせていただきましたので、概要説明を朝霞市からさせていただきます。

資料の1ページ、2ページになるのですが、まず運送の主体として、名称はNPO法人なかよしねっと、住所は朝霞市朝志ヶ丘1-2-6-108、代表者名、理事、安孫子陽子。事業所の名称及び位置、なかよしぷらす、住所は同じになります。法令遵守につきましては、宣誓書の添付を確認しております。

3、運送の区域。運送の区域は、朝霞市、志木市、新座市、和光市。

4、旅客の範囲。利用会員数は4月1日時点で6人となっております。ハの知的障害者が6人となっております。会員在住市町村名は、朝霞市が5名、新座市が1名となっております。

5、旅客から収受する対価。運送の対価につきましては、生活サポート事業利用の料金につき

ましては、初乗り30分以内1,425円、生活サポートを利用する場合で475円、以後30分当たり同額となっております。資料上は抜けてしまったのですが、生活サポート事業利用以外の場合も同額、1,425円としております。運送の対価以外の対価はございません。

6、自動車の保有。使用車両台数は2台、所有1台、持込み1台となっております。兼用車が1台所有です。セダン等が1台で持込みとなっております。

7、運転者の確保。運転者人数は4人です。うち第二種免許取得者はございません。福祉車両は運転者人数4人、講習受講状況として、福祉有償運送運転者研修等の受講で4名になっております。セダン車両につきましては、運転者人数4人、講習受講状況、福祉有償運送運転者講習修了1人、ヘルパー等の資格所持者3人、免許証及び資格証については事務局で確認しております。

8、運行管理体制等につきましては、運行管理の責任者の就任はしている。車両台数2台、責任者1人。運行管理の責任者の講習は不要となっております。運行管理の体制は整っております。

9、整備管理体制等。整備の管理の責任者の就任は、就任している。整備管理の体制については、整っております。

10、事故対応等。事故対応責任者の選任は、選任されております。事故処理連絡体制は、整っております。苦情処理体制についても整っております。

11、損害賠償措置。契約保険会社等の名前につきましては、ソニー損害保険株式会社と損保ジャパン株式会社、契約内容は対人無制限、対物無制限、福祉有償運送で対応することは、会社のほうに確認しております。

以上で概要説明とさせていただきます。今回の経緯について事業所から説明させていただきます。

○事業者

よろしくお願いたします。

今回、新規申請に至った経緯としては、現在法人で運営している事業所において、まだ送迎のシステムが確立しておらず、利用される方は知的障害の重度の方が多く、通所には付き添いが必要な方々で、保護者もしくは市内近隣市の事業所の生活サポートや移動支援を利用されておりますが、需要に対して供給が足りていないのが現実です。保護者も年々高齢となっております。

ご要望として、通院や療育施設への送迎も既に事業が開始できるようになったらお願いしたいというお声もいただいております。障害のある方たちにとっての送迎の問題は大きく、保護者が車の運転をしない方や仕事をされて時間的に難しい方など様々ですけれども、外出のたびに苦慮されているお話を耳にいたします。また、保護者の中で、自分がどうしても頑張れないときにも助けがあるという、保護者にとっての安心感も大きな部分だと思っております。

法人内の事業所については、送迎システムを整えていくと同時に、それまでの不足を補えればというところと、もう一つは、障害のある方たちの地域に住まわれる方たちの支援に必要不可欠な余暇の部分を充実させる助けになればと考えて事業の開始を進めてまいりました。

事業に至った経緯については以上のとおりです。

○事務局（朝霞市）

以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明のほうが終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問がございましたらお願いいたします。

○委員

定款のところちょっと質問したいのですが、5ページ、第5条、事業の種類がございます。この中では、この有償運送事業の事業は、(2)の障害福祉サービス事業の中での項目に含まれているのでしょうか。

○事業者

そのようになります。

○委員

というのは、私が指導を受けたときには、有償運送事業、定款上、載ってくださいという定款上もそうですし、それから登記簿上、載ってくださいと言われて指導を受けて、現在うちの謄本に入っているのです。こちらの謄本を見ても入っていないので、それはいかがかなと思って質問しました。

○副会長

すみません。私がよく言うところなのですけれども、一応まだ今の段階で、新規登録申請が通っているわけではないので、通った段階で載っていただきたいということで、種類のところ結構ですので、福祉有償運送、定款はまた変更するときでいいです。そうしないとちょっと大変ですので、これ載っていないと絶対駄目よというわけではないのですけれども、ただ一応登記上は載つけるのが筋だと思っていますので、変更時には載っていただければと思います。これ以外の更新団体にも載っていないところ多いのですけれども、それは随時言っていきますので、よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。ほかにご質問等ございますでしょうか。

○副会長

すみません。1点だけなのですけれども、今説明でよく分かりましたけれども、車両に関して、1台持込みということで、これは団体ではなくて、働いている方の車を持ち込むということで考えていてよろしいのでしょうか。

○事業者

はい、そうです。

○副会長

ありがとうございます。

○会長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ご質問もないようですので、審査資料1、朝霞市のNPO法人なかよしねっとなつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございました。

(3) 道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について

続きまして、議題（3）、道路運送法第79条の6（更新登録申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。更新登録申請に係る協議案件11件です。

初めにお伝えしておきます。審査資料8番、狭山市の狭山市社会福祉協議会及び審査資料9、入間市のNPO法人花の郷についてですが、本件の審査については、福祉有償運送事業を行っているNPO法人花の郷理事、入間市の●●委員及び狭山市社会福祉協議会事務局長、●●委員につきましては、ご自分の事業所の案件には参加できませんので、ご了承ください。

それでは、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人くるみの木につきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明のほうをお願いいたします。

○事務局（川越市）

始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、概要説明のほうをくるみの木さんにしていただきますので、よろしくお願いいたします。

○事業者

くるみの木と申します。更新に関わる概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人くるみの木、住所は川越市連雀町、代表者は宮成友恵です。事業所の名称は特定非営利活動法人くるみの木、住所は川越市連雀町9-1でございます。

福祉有償運送事業の開始につきましては、平成19年11月に初回登録を行っており、今回で6回目の更新になります。会員数の推移につきましては、前回登録24名となっております、現在は30名となっております。

車両につきましては、現在車椅子車が4台、セダン車が3台となっており、前回登録時から2

台増加しております。

続きまして、運行管理体制で配慮していることですが、出発時や帰社時に車内の確認を行い、対面による職員の体調確認、アルコールチェック器においてアルコールのチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。初回登録から現在に至るまで、車両事故ゼロ、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。

また、自動車の車検証、保険証券の有効期限につきましては、期間間近なものもございますが、必ず有償旅客運送の有効期限内に更新を行います。保険証券の有効期限につきましても、資料の中で1台の車両の任意保険の有効期限を迎えておりますが、既に更新の手配は整えております。簡単ではございますが、これで概要説明を終わらせていただきます。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明をさせていただきます。旅客名簿に記載の利用者については、一人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

19ページを見ていただきたいのですが、これは登記簿謄本の写しだと思っております。この写しが平成28年11月2日付になっておりますけれども、本来謄本関係は、たしか6か月が期間ではないかと思っております。大分古い謄本がついておりますけれども、これでいいのでしょうか。

○事業者

大変申し訳ありません。変更はこの謄本と現在変わっておりません。変更ありません。

○委員

けれども、これは県に出す書類としては、これはちゃんときちっと半年前の書類をつけるべきではないのでしょうか。いかがですか。

○事業者

ご指摘ありがとうございます。県に提出するときには、新しい謄本を取りまして、差し替えさせていただきますと思います。

○会長

ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

○委員

ちょっと書類の細かいところであれなのですが、まずちょっと1個気になったのは、概要の2

ページ目で、セダン車両、運転者等の確保でセダン車両の運転者数1になっているのですけれども、セダン車両は持込みを含めて3台ぐらいあるので、1人しかセダンを運転しないということはないのではないかと思ったのですけれども、これはこのとおりなのでしょう。

○事務局（川越市）

事務局からちょっとご案内させていただきます。ちょっとこちらの計算ミスになりますので、7名ほどセダンも運行可能という形になっていますので、ちょっと修正して県のほうには提出するようにさせていただきます。

○委員

ありがとうございます。セダンを運転される方という要件を備えている書類をつけて提出いただければと思います。あと、ちょっとすみません。書類細かいところなのですけれども、3ページ目の申請者の表紙のところ、区域が川越・入間となっているので、これは川越市・入間市とか、そういうふうに書いて出すときは出していただければと思います。

あと、有効期限類は更新いただけるという話だったので、車検証とかもちらほら現時点だと切れているがあるので、その辺もお気を付けください。その辺は出すときに直していただければ大丈夫です。

車両の保険が、921の車両、44ページですか、この車両は車両の年齢条件のところ、真ん中ぐらいに35歳以上限定と書いてあるのですけれども、これは35歳以上の方のみ運転するということがよろしいでしょうか。

○事業者

はい、そうなっています。

○委員

分かりました。そこを確認できれば大丈夫です。書類は差し替えを適宜申請の際はよろしくお願ひします。

○副会長

1点お聞きしたいのですけれども、旅客の名簿のほうには、40ページですか、28番に朝霞市の方がいるのですけれども、こちらの運送の区域の中には入っていないのですけれども、もちろん出るところと入るところで構わないので、その辺は大丈夫ということで、確認ですけれども。

○事業所

その方は住所は朝霞市なのですが、住まいは川越市のグループホームになっています。

○副会長

グループホームですか。分かりました。では、そういうことで。

○会長

ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人くるみの木につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。続きまして、審査資料2に係る協議案件に移ります。

川越市の特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむしにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要の説明のほうをお願いいたします。

○事務局（川越市）

それでは、概要について説明のほうをしていただきます。お願いします。

○事業者

更新に関する概要説明をさせていただきます。まず、当法人の運営主体でございますが、名称は、特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむし、住所は川越市小仙波町4-11-12でございます。代表者は、大野明子でございます。事業所は、ほっとサポートてんとうむし、住所は運営主体と同じく川越市小仙波町4-11-12でございます。この事業の開始につきましては、平成19年11月に初回登録を行ってございますので、今回は5回目の更新となります。

続きまして、会員数の推移につきましては、前回登録が306名になっており、現在では310名となっております。車両につきましては、現在車椅子車両が2台、セダン車両が8台となっております、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運行管理体制で配慮していることでございますが、安全運転管理者が安全運転管理表に基づきまして、出発時及び帰省時に対面で運転者の体調管理とアルコールチェックを必ず行っております。車両についても点検、清掃、消毒を随時行っており、不具合が発生した場合は使用をやめ、早急に整備工場へ点検修理を依頼する等して対応しております。

続いて、これまでに事故や苦情等の発生は特にございません。また、自動車検査証、保険証券の有効期限につきましては、期限間近なものがございしますが、必ず有償旅客運送の有効期限内に更新を行います。保険証の有効期限につきましては、資料の中で10台の車両が任意保険の有効期限を迎えておりますが、更新の手配を整えております。

簡単ですが、概要説明を終わらせていただきます。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明をさせていただきます。

旅客名簿に記載の利用者については、一人では公共交通機関を利用できないことを事業所から

確認しております。それでは、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○副会長

すみません。今、説明の中に運転者等の確保というところで、2枚目かな、こちらのほうに25人と書いてあって、受講済みが22名ということになっているのですが、普通は二種免許の取得か講習の受講済みかどちらかということになるので、これはどういうことなのかなというのが1つお聞きしたいと思います。

○事務局（川越市）

すみません。事務局からで、これも25名全員取られているという確認を取らせていただいていますので、すみません。そこは修正だけさせていただきます。

○会長

ほかにご質問ございますでしょうか。

○委員

必ず先ほど対面点呼で点呼を行うと言っていましたが、点呼できない場合はどうされていますか。

○事業者

対面でチェックができないときは、運転者にはアルコールチェッカーを常備してもらっているため、テレビ電話を使用してアルコールチェックをしている場面を確認しています。また、その際に、数値だけではなくて、運転者の顔色や声など等も注意して確認しております。

○委員

では、基本的に対面点呼ですけれども、できないときはそのようにしているということですね。

○事業者

はい、そうです。

○委員

どうもありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。ほかにごございますでしょうか。

○副会長

すみません。ほっとサポートてんとうむしさん、非常に利用会員数も多いということで、今回更新登録なので、これまでの間に関して、何か実際にやっていて福祉有償運送について何かご意見とか、あるいは事故報告はないので、ないのかなというふうに思うのですが、苦情もな

いというふうだと思えるのですけれども、何か今までやってくる中で何か感じていること等ありましたらいただければありがたいと思うのですけれども、よろしく申し上げます。

○事業者

現場に入って直接ご利用者の方から、この事業があつてすごく助かっているというふうにお声をお聞きすることがよくあるので、貢献できているのではないかなというふうに思っています。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料2、川越市の特定非営利活動法人ほっとサポートてんとうむしにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議のほうが調いました。ありがとうございます。

続きまして、審査資料3に係る協議案件のほうに移ります。

川越市の特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみにつきましては、対価の変更申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と対価の変更申請を併せて協議を行います。川越市事務局及び事業者様から概要説明をお願いします。

○事務局（川越市）

更新と対価の変更に関する概要説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事業者

では、更新に関する概要説明をさせていただきます。まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみ、住所は鶴ヶ島市上広谷662—8、代表者は筋野裕右でございます。事業所の名称は、トータルファミリーサポートあゆみ、住所は鶴ヶ島市上広谷662—8でございます。この事業の開始につきましては、平成18年4月に初回登録を行っており、今回で6回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録64名、現在では51名となっております。車両につきましては、現在車椅子車両3台、セダン車が3台となっております、前回登録時と変更ございません。

続きまして、運行管理体制で配慮していることでございますが、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、事業所が用意したアルコールチェッカー、体温計を各自使用し、台帳に記入管理しております。また、時間に余裕を持った無理のない運行スケジュールを組んでおります。

初回登録から現在に至るまで、車両事故、苦情、利用者との外出中の事故はゼロの実績となっ

ております。

また、自家用有償旅客運送の有効期限までに自動車検証の期限を迎える車両はありません。保険証券につきましては、令和6年6月10日に6台分の更新手続を行いました。

簡単ではございますが、概要説明を終わらせていただきます。

次に、変更に関する概要説明をさせていただきます。変更内容につきましては、対価の変更の申請をお願いしたい次第でございます。

旅客から収受する対価が変更前は、ガソリン代、30分につき100円だったところを、変更後は30分につき125円となります。理由としましては、ガソリン価格の高騰によるためであり、安定した事業の継続を図るためです。以上で概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明をさせていただきます。

旅客名簿に記載の利用者について、一人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しています。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○副会長

変更登録申請のほうの関係で、これ何なのだろうと思いながら、変更前が1,425円、これは生活サポートの料金ですね。それが1,550円となっているので、もしかしたらこれガソリン代を入れてということになっているのかなど。ただ、この書き方は非常にまずい書き方なので、ガソリン代はガソリン代として外へ出しておかなければいけない事態だと思っているのですけれども、これはどういうことなのでしょう。よろしくお願いいたします。

○事務局（川越市）

事務局から説明させていただきます。

すみません。ちょっとおっしゃるとおり、こちらにはガソリン代を含めて価格を記載しているので、ちょっと確認して修正しつつ、県に提出するときには修正いたします。申し訳ございませんでした。

○副会長

分かりました。生活サポートはあくまでも県の事業でやっていますので、金額は定まっているはずなので、プラスして入れることはできないので、必ずそのようにもう一度検討してください。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料3、川越市の特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。

続きまして、審査資料4に係る協議案件に移ります。

川越市のNPO法人ブルースターにつきまして、川越市事務局及び事業者様から概要説明のほうをお願いいたします。

○事務局（川越市）

それでは、更新に関する概要説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事業者

初めての更新になります。概要を説明させていただきます。当法人の運営主体でございますが、名称はNPO法人ブルースター、住所は埼玉県狭山市北入曽1517-69、代表者は村岡幸司でございます。事業所の名称は、ブルースター川越、住所は川越市木野目1914-26でございます。この事業の開始につきましては、令和4年10月に初回登録を行っており、今回で1回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録17名となっており、現在も17名で増減なしとなっております。車両につきましては、セダン車が3台となっており、前回登録時と変更はございません。

続きまして、運行管理体制で配慮していることでございますが、出発時、帰所時に車体、車両の確認を行い、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。

初回登録から現在に至るまで、車両事故、苦情ゼロ、利用者との外出事故ゼロの実績となっております。車検証、保険証の有効期限につきましては、期限間近なものがございますが、必ず有償旅客運送の有効期限内に更新をいたします。保険証の有効期間につきましては、1台の車両、ナンバーが6106になりますが、先日手続をいたしまして、2日前に保険証書が届いております。概要説明を終わらせていただきます。

○事務局（川越市）

事務局から補足説明をさせていただきます。

旅客名簿に記載の利用者について、一人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確

認しております。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○副会長

すみません。生活サポートということでやっているのですけれども、生活サポートを超えることはない。今、料金設定は生活サポートしかやっていないので、を超えることはないということでよろしいのでしょうか。

○事務局（川越市）

すみません。今、ブルースターでは生活サポート事業は行っていないのですけれども。

○副会長

年間150時間の枠があるので、それをを超えることは、今回2回目の更新なので、今までもそうだったのかなと思っているのですけれども、特にを超えることはないということでよろしいのでしょうか。150時間を超えることはない、利用されている方が。

○事務局（川越市）

現状はを超えることはないです。

○副会長

ないですね。超えるようであれば、運賃設定をもう一回しないとイケないので、その分は。そのことはお願いします。それから、すみません。4ページのところで、運送しようとする旅客の範囲で、一応イ、ロ、ハというところは分かるのですけれども、介護保険とかそちらのほうはやらないのですかねということで、今のところそちらのほうは、高齢者のほうはあまり考えていないということですが、一応丸がついているので、それも考えていらっしゃるのかなというふうに思ったりはしたのですけれども。

○事業者

現在は、今のご契約されている方でやろうと思っておりますが、人力的な問題もございまして、そのうち、募集はしていますけれども、人員が整えばそちらのほうにも、介護保険法のほうにも手を伸ばそうというか、そちらのほうにもサポートしようと思っております。

○副会長

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

では、ご質問もないようですので、審査資料4、川越市のNPO法人ブルースターにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議のほうが調いました。ありがとうございました。

続きまして、審査資料5に係る協議案件に移ります。

川越市の特定非営利活動法人アイシャインにつきましては、変更登録申請についても協議案件がございますので、更新登録申請と変更登録申請を併せて協議を行います。

川越市事務局及び事業者様から概要説明のほうをお願いいたします。

○事務局（川越市）

アイシャインさんの更新申請と変更登録について、事業所より概要説明をさせていただきます。

○事業者

では、更新に関する概要説明をさせていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は特定非営利活動法人アイシャイン、住所は川越市霞ヶ関東5-2-16、若葉荘102、私、代表理事の三上達治でございます。よろしくお願いたします。

事業所の名称は、訪問介護事業所アイシャイン、住所は法人住所と同じでございます。この事業の開始につきましては、令和元年9月に初回登録を行っており、今回で2回目の更新になります。

続きまして、会員数の推移につきまして、前回登録17名となっております、現在では23名となっております。車両につきましては、現在車椅子車両が1台、セダン車が6台となっております、車椅子車が新たに1台、セダン車が2台増となっております。

続きまして、運行体制の配慮でございますが、出発時、帰所時に車体、車内の確認を行い、対面による職員の体調確認、アルコールチェックの実施、また無理のない運行スケジュールを組んでおります。

初回登録から現在に至るまで、苦情ゼロ、利用者との外出事故はゼロ、車両事故が1台となっております。車両事故につきましては、令和3年1月12日に、横断歩道を渡ろうとした歩行者に気がつかずにドライバーが通過してしまって、警察から一時停止違反で交通反則告知書を受けたものです。運転者に対しては、私は交通ルールの遵守とゆとりのある運転や安全運転を努めるように指導いたしました。今後は、このようなことのないように職員一同交通ルールの遵守を徹底してまいります。

また、自動車検査証、保険証券の有効期限につきましては、期間間近なものもございますが、必ず有償旅客運送の有効期限内に更新を行います。

簡単ではございますが、更新に関する概要説明を終わらせていただきます。

次に、変更に関する概要説明をさせていただきます。変更内容につきましては、旅客の範囲の拡大の申請をお願いしたい次第でございます。理由としましては、当初弊社は知的障害者の行動援護ないし移動支援を円滑に行うための交通手段として考えておりましたが、介護保険の利用者や精神障害者の利用者からの要望も多く、旅客の範囲の拡大の必要性を痛感いたしました。タクシーなどほかの交通手段も考えられますが、やはり介護者がついて見守りを含めた支援のほうが安心できるのではないかと、現場のそのような利用者の声も多数いただいたので、要望に応える必要性を感じて今回の次第になりました。以上で概要説明を終わらせていただきます。

○事務局（川越市）

事務局より補足説明をさせていただきます。

旅客名簿に記載の利用者について、一人では公共交通機関を利用できないことを事業所から確認しております。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

まず、運行管理の責任者の方なのですが、ほかの団体さんと一般講習の受講の予約とかをつけていただいたり、場合によっては手帳で受講済みというのを見せていただいたり、ついでにしているのですけれども、●●様は、今状況ってどんな状況なのでしょうか。

○事業者

ご質問にお答えします。

●●につきましては、一般講習の予約を今入れて、受けている段階で、就任承諾のみを受けているような状況で、これからもう既に予約は確約しているので、受けさせる所存でございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。もう一個なのですが、41ページの保険証券なのですが、これは多分変更して、変更内容だけで補償の内容が、対人、対物の金額とかが見えるところがないので、こちらは県に申請のときで大丈夫なので、そこまで含めてご提出をお願いします。

○事業者

分かりました。県に書類を提出する際には、対人、対物の要件も添付します。

○会長

ありがとうございました。ほかにご質問等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

では、ご質問もないようですので、審査資料5、川越市の特定非営利活動法人アイシャインにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、審査資料6に係る協議案件に移ります。

所沢市の一般社団法人すたっぷにつきまして、所沢市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事業者

更新に関する概要説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

1、運送の主体について申し上げます。名称、一般社団法人すたっぷ、住所、所沢市美原町1-2912-2、黒田マンション310号室。代表者は、代表理事、久田美千代です。事業所の名称及び位置、一般社団法人すたっぷ、所沢市美原町1-2912-2、黒田マンション310号です。

2、事業開始時期、平成28年12月22日です。

事業展開状況について申し上げます。開始当初は持込み車2台、会員数6名でした。前回更新時には、所有車3台、持込み車6台、計9台。会員数は92名でした。今回更新予定では、所有車3台、持込み車5台、合計8台。会員数は95名です。運行管理体制で配慮していることを申し上げます。安全運転管理者1名を選任し、運行管理マニュアルにのっとり、車両と運転者の管理を行っています。車両は、法定点検に加え、始業前と帰社時の点検、清掃を行っています。点呼の方法は、原則は対面ですが、会うことができない場合は、テレビ電話等を使用しております。体調確認や1人1台配付しているアルコールチェッカーによる確認を行っております。また、無理のない運行計画を立てております。安全な運転のための確認票に記入し、全員の分を管理させていただいております。

また、毎月全員参加の会議を行っておりますが、その中で年に三、四回程度、安全運転の講習などを行っております。前回更新時以降には、事故や苦情はありません。以上です。

○事務局（所沢市）

事務局より補足を申し上げます。ご利用者の方につきましては、お一人では公共交通機関の利用が困難な旨を事業所より確認しております。以上です。それでは、ご審議をお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

すみません。さっきと同じなのですが、37ページで一般講習の運行管理者の方の選任の承諾書があるのですけれども、この方は一般講習の受講状況はいかがでしょうか。

○事業者

はい、私なのですけれども、受けております。

○委員

すみません。ありがとうございます。

○会長

それでは、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料6、所沢市の一般社団法人すたっぷにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議のほうが調いました。ありがとうございます。

続きまして、審査資料7に係る協議案件に移ります。

所沢市の社会福祉法人ゆうき福祉会につきまして、所沢市事務局及び事業者様から概要の説明をお願いいたします。

○事務局（所沢市）

事業の概要について、事業所より説明させていただきます。

○事業者

協議会における提案方法についてに沿って説明させていただきます。運送の主体、社会福祉法人ゆうき福祉会、住所、所沢市大字亀ヶ谷270番1、代表者名、理事長、豊田淳一。事務所の名称及び位置、すだち作業所、所沢市大字亀ヶ谷270番1になります。事業開始時期は、令和元年9月からの事業になっています。

事業の展開状況について、会員数は利用者の増加に伴って若干増えています。また、家族の高齢化に伴って利用頻度が若干上がってきている状況にあります。車両数については、車両の老朽化に伴った入替えがありましたが、2台のままとなっています。運行管理体制等について、原則として運行管理マニュアルに沿った運行を徹底させるように指導がされています。点呼については、原則対面となっています。当法人のこの事業の実施場所については、40名の通所施設と22名定員のグループホームが併設されていることから、通所事業のほうの送迎車両もある関係で、始業前に車の一斉点検を実施するような形で対応しています。運転手についても、そのときに必ず

対面でチェックはさせていただいている状況になっています。前回更新時以降の事故や苦情については、現在のところありません。以上になります。

○事務局（所沢市）

事務局より補足説明いたします。

旅客名簿の利用者につきましては、一人では公共交通機関を利用できないことを事前に事業所より確認しております。では、ご審議のほどお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○副会長

すみません。今、グループホームと聞いたので、多分それでいいのかなと思ったのですが、運送の区域で所沢市と富士見市、それから会員のほうでは朝霞市、三芳町、志木市といえるのですが、これはグループホームに在住だからということでこの2か所にしたということでしょうか。

○事業者

在住者と、あとショートステイもやっている関係から、その人たちの在住所、住んでいるところが三芳町とか、その辺にもあるという形で対応しています。

○会長

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料7、所沢市の社会福祉法人ゆうき福祉会につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議のほうが調いました。ありがとうございます。続きまして、審査資料8に係る協議案件に移ります。

狭山市の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会につきまして、狭山市事務局及び事業者様から概要の説明のほうをお願いいたします。

○事務局（狭山市）

更新に当たり、事業の概要について事業所よりご説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○事業者

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会です。それでは、更新に関する概要を説明させていただきます。

まず、当法人の運営主体でございますが、名称は社会福祉法人狭山市社会福祉協議会、住所は狭山市入間川2丁目4番13号、代表者は梅田実でございます。事業所の名称は、同じく狭山市社会福祉協議会、住所も同じく狭山市入間川2丁目4番地13号でございます。この事業の開始につきましては、平成19年11月に初回の登録を行っておりますので、今回で5回目の更新となっております。

会員数の推移につきましては、利用会員、提供会員ともに減少傾向にあります。使用している車両の台数も、提供会員の減少に伴い減少しております。

また、事故の報告につきまして、1件事故がありましたので、こちらでご報告させていただきます。令和6年5月27日16時頃、日高市内の交差点において、乗用車と接触する事故がございました。乗客は、利用者と付き添いの提供会員の2名、運転手1名の計3名です。全員が医療受診を行い、利用者はけがはなし、運転手と提供会員につきましては、軽症を負いましたが、今は回復の傾向に向っております。相手方のほうも軽症を負いましたが、入院等はなく、自宅療養で済んでおります。日頃から安全な運行管理のために努めているところではございますが、引き続き運転手との連絡を密に行い、対面での体調管理の徹底と過密にならない、無理のない運行スケジュール管理を行っていき、再発防止に努めていきたいと考えております。

また、運転ボランティアの方に関しましては、地元の警察署からの講師派遣や、昨年度におきましては埼玉県火災共済共同組合の方をお呼びし、危険予測や車両特性、交通事故についての見識を高める安全運転講習を行っております。引き続き、安全な運行管理に努めていきたいと思っております。

また、資料の中で、車検証等、期限が間近なものにつきましては、有効期限等、最新のものが手に入り次第、市の事務局にも提供させていただきます。

運行管理者講習につきましては、年度内の受講を確実にできるよう手続を行っているところであります。簡単ではございますが、私からの概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお申し上げます。

○事務局（狭山市）

事務局より1点補足説明させていただきます。

利用者が一人では公共交通機関を利用できないことを事前に事業者から確認をしています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

料金の件について確認したいのですけれども、83ページの対価なのですが、非常に安いと思うのです、この数字拝見しますと。2キロまでが40円、3キロ60円、5キロ100円。なぜこういう安い対価で送迎ができるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○事業者

お答えさせていただきます。基本的に利用者の方から距離に応じて預からせていただいている金額というのは、ガソリン代という形で1キロ当たり20円という形で徴収させていただいております。それに加えて、時間30分置きに450円というような料金形態になっておりまして、基本的にはボランティアの方のご協力で成り立っている事業になりますので、そういったところから価格が比較的抑えられているのかなというところになっております。

○事務局（狭山市）

事務局からも1点補足説明させていただきます。申し訳ありません。ちょっとこちらのほうの記載のところで、距離制の部分のところにちょっと20円の記載をしてしまったのですが、時間制の部分のほうにその他の料金として記載するようにそこは訂正させていただきます。申し訳ありません。

○委員

要するに送迎する方々がボランティアでしていることなのですか。素晴らしいですね。ありがとうございました。

○副会長

今、事故の関係があるということで、その後、ブラッシュアップ講習、ちゃんとやられているということで、できれば今後とも、事故があったからというわけではなくても、できれば定期的にそういうブラッシュアップ講習というのはすごく必要だなというふうに思っているのです、これからも続けていってもらえればありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

ちょっと書類的なやつの話なのですが、19ページ、すみません。9番の車両なのですが、多分11番のやつをコピペして何か間違ってしまったのかなと多分思うので、車検証は4桁のやつが、9098が多分、32ページかな、多分32ページのやつが9番に入るのかなと思うので、ここは訂正をお願いします。

あと43ページの持込みの契約書なのですが、これは期限切れているのですが、自動更新の規定もないので、これは更新されているということでもよろしいのでしょうか。

○事業者

提出の際はこちらの日付だったのですが、既に更新のほうを終えておりまして、新しいものをまた事務局のほうに提出させていただければというふうに思っております。

○近藤孝志委員 ありがとうございます。

あと59ページ、すみません。旅客の名簿で、59と60と62なのですけれども、2つ丸ついている人が43番の人と、43、63、103、全部同じ行かな。43、63、103の人、2つ丸ついている関係で、多分最後の足し算、63ページの会員数のところがちょっと合わなくなっているんで、ここも修正をお願いします。

○事業者

承知しました。ありがとうございます。

○委員

あと73ページ、すみません。保険証券、これが対人、対物の補償額が、限度額が特に書いていないので、これも分かるものの添付をお願いします。

あと75ページは、更新の申込書なので、申込書ではなくて、証券のほうを、交付された証券のほうを申請の際はご提出をお願いします。以上です。

○会長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料8、狭山市の社会福祉法人狭山市社会福祉協議会につきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。続きまして、審査資料9に係る協議案件に移ります。

入間市のNPO法人花の郷につきまして、入間市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（入間市）

NPO法人花の郷の更新登録について概要をご説明いたします。

まず、運送の主体としましては、NPO法人花の郷、住所は入間市新久127番地1、代表者名は、理事長の吉川京子となります。事務所の名称は、花の郷生活サポートです。運送の区域は、入間市のみとなります。続いて、花の郷さんから事業の現状についてご説明していただきます。

○事業者

こんにちは。よろしくお願ひいたします。

本事業所は、令和元年8月に新規登録を行っておりまして、今回で2度目の更新登録となります。会員数の推移につきまして、前回更新の頃から比べると17名から24名と利用者会員は増加しておりますが、使用している車両の台数に変更はありません。前回以降、事故等にございまして、苦情も含めてございませぬ。

運行管理体制で配慮していることございます、日頃から安全に運行できるよう、運転者との連絡を密にし、無理のない運行スケジュールを組んでおります。また、運転手同士で定期的にミーティングを行いまして、活動の様子や情報共有をしながら安全に運転業務を行っております。

資料の中で車両の任意保険の有効期限が間近なものもございましたが、最新のを市の事務局のほうに供与させていただいております。簡単ではございます、説明を終わらせていただきます。

○事務局（入間市）

1点事務局のほうから補足説明させていただきます。

旅客名簿に記載されている利用者につきましては、一人で公共交通機関の利用ができないことを事業所に確認しております。以上で概要の説明となります。ご審議のほどお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ご質問ないようですので、審査資料9、入間市のNPO法人花の郷につきまして、協議が調ったということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。続きまして、審査資料10に係る協議案件に移ります。

新座市の社会福祉法人新座市障害者を守る会につきまして、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（新座市）

更新登録申請につきまして、事業所のほうから概要のほうを説明させていただきます。

○事業者

よろしくお願ひいたします。

それでは、更新登録申請の審査資料10を御覧ください。まず、運送の主体につきましては、名

称は社会福祉法人新座市障害者を守る会、住所は新座市新塚1丁目4番1号、代表者は石井英子です。事務所の名称は生活サポートハウスいっぽ、事務所の位置は新座市畑中1丁目5番37号です。事業の開始時期は、平成25年8月30日です。

現在の利用会員数につきましては、新座市在住の方が111人、朝霞市在住の方が2人、合計113人おり、前回更新時133人と比較すると減少している状況です。利用件数につきましては、1日当たり平均して9件程度、主に事業所や医療機関への送迎といった利用があります。

使用車両台数につきましては、車椅子車が4台、セダン等が6台の合計10台です。なお、持ち込み車両につきましては、セダン等が3台です。これまでの事故及び苦情については、令和4年7月に1件、左折するときにガードレールをこすってしまうという事故が1件ありました。そのときは、新座警察の現場検証、事故証明書を発行していただき、ガードレールの管理会社とも連絡を取り、適切に対応しております。

毎日スタッフの原則対面点呼、健康確認を確実にしながら、安全に運行ができるよう運行管理マニュアルを作成しております。常に利用者様の安全安心を心がけて運転をしております。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合につきましては、運行管理の責任者の代行者がしっかりと対応しております。

○事務局（新座市）

事務局から補足説明をいたします。提出された名簿につきまして、事業者からお一人では公共交通機関の利用をすることが困難である旨確認しております。以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

16ページなのですが、車両の一覧で使用者名が法人職員になっているのですが、こちらは車検証と同様に、全部所有者名と使用者名は一緒になると思うのですが、車検証と同じように記載をお願いします。

あと59ページの保険証券なのですが、こちらはちょっと概要の、切り取ってカードみたいに使えるところだと思うのですが、ここではなくて全体を、これだと契約者名とかも分からないので、全体をつけていただくように、これは申請のときで大丈夫なので、お願いします。

以上です。

○会長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ご質問もないようですので、審査資料10、新座市の社会福祉法人新座市障害者を守る会につきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございます。続きまして、審査資料11に係る協議案件に移ります。

富士見市の特定非営利活動法人サポートハウスみんなのてにつきまして、富士見市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（富士見市）

更新についての概要説明をサポートハウスみんなのて様より行っていただきます。

○事業者

運営の主体は、特定非営利活動法人サポートハウスみんなのて、住所は埼玉県富士見市鶴瀬西3-12-26-7、代表者名が高橋良江。事務所の名称及び位置は、特定非営利活動法人サポートハウスみんなのて、富士見市鶴瀬西3-12-26-7です。

会員数に関しては、94名の前回の更新から107名に増えております。車両に関しては4台で、車椅子車両が2台、セダン等が2台となっております。事故発生、苦情発生に関しては、今のところ苦情等はありません。

自家用車の有効期限に関してなのですが、2台、車検証が有効期限を迎えるやつと、保険証券が4台ありますが、有効期限内に更新いたします。検査証に関しては、2台とも更新完了しておりますので、大丈夫です。以上です。

○事務局（富士見市）

事務局から補足説明をさせていただきます。

このたびの更新申請について、記載されている利用者様については、お一人で公共交通機関が利用できない旨を事業所から確認しております。それでは、ご審議をよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

では、ご質問もないようですので、審査資料11、富士見市の特定非営利活動法人サポートハウスみんなのてにつきまして、協議が調ったということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。ありがとうございました。

(4) 道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について

それでは、次に議題（4）、道路運送法第79条の7（変更登録申請）に係る協議案件について、1件ずつ概要説明の後、続けて協議に入ってまいります。

審査資料1、川越市の特定非営利活動法人アイシャインについては、更新登録申請と併せて協議済みの案件となっております。そのため、審査資料2、新座市の特定非営利活動法人ふくしネットにいざより協議いたします。

それでは、変更登録申請及び対価の変更申請について、新座市事務局及び事業者様から概要説明をお願いいたします。

○事務局（新座市）

変更登録申請の概要につきまして、事業所よりご説明申し上げます。

○事業者

よろしくお願いいたします。まず、法人の概要ですが、名称は特定非営利活動法人ふくしネットにいざ、住所は埼玉県新座市大和田4丁目13番17号、代表者は井ノ山正文です。登録番号は、関埼福第223号です。旅客の範囲につきまして、このたび、区分トその他の障害に該当する方が新たに会員となることに伴い、旅客の範囲拡大の変更登録申請をするものです。よろしくお願いいたします。

○事務局（新座市）

事務局より補足説明申し上げます。

今回追加となった会員につきましては、お一人では公共交通機関を利用することが困難である旨確認しております。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご質問等ございましたらお願いいたします。

○委員

今回区分のトが増えたと思うのですが、トの中でもその他のほうに入っていると思うのですけれども、この方は何か明確な基準というか、例えば手帳を持っているとかだと分かりやすいのですけれども、そういったものとか、あと国の定める基準、何かガイドラインとかだと医師の判断とか、そういうのがあると思うのですけれども、公共交通機関を一人で利用できないというのを認定する基準とかがあって何かあったのでしょうか。

○事務局（新座市）

その会員様は難病指定を受けておりまして、それでお一人での移動が難しいということです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○会長

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、ご質問もないようですので、審査資料2、新座市の特定非営利活動法人ふくしネットにいざにつきまして、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、協議が調いました。以上で変更登録申請の協議が全て調いました。ありがとうございました。

(5) 道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について

それでは、次に議題（5）、道路運送法第79条の8（対価の変更申請）に係る協議案件について、対価の変更申請に係る協議案件は、審査資料1、川越市の特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみの1件のみですが、川越市の特定非営利活動法人トータルファミリーサポートあゆみにつきましては、更新登録申請と併せて協議済みの案件となっております。そのため、対価の変更申請については協議が調ったとして割愛させていただきます。

以上で全ての変更登録申請及び対価の変更申請が調いました。ありがとうございました。

(6) 登録事項変更に係る報告案件について

(7) 実績報告案件について

(8) その他

それでは、議題（6）、登録事項変更に係る報告案件につきましては、車両の変更、住所変更、車両の増減等に係る報告、合計15件、議題（7）、実績報告案件につきましては、令和5年度下期の輸送実績の報告57件でございます。いずれも必要な添付資料で確認済みの案件であります。内容につきましては、資料のとおりでございます。なお、令和6年度上期の輸送実績につきましては、第3回の協議会で報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、議題（8）、その他。何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、おかげさまで今年度第1回協議会の議案審議は全て終了となります。皆様、長時間にわたり審議にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。進行を事務局のほうにお返しいたします。

○事務局

事務局から2件ございます。まず、1点目になりますが、次回の第2回協議会の日程は、令和6年11月14日、木曜日です。場所は、本日と同様に三芳町立中央公民館1階多目的ホールとなりますので、次回もよろしく願いいたします。

続いて、2点目になりますが、本日の配付資料につきましては、事務局で回収させていただきますので、委員の皆様は資料を会場に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。なお、資料確認の際に申し上げましたように、入間東地区福祉有償運送市町共同運営協議会登録団体対価一覧表のみ、回収はいたしませんので、お持ちいただいて構いません。

また、本日欠席された委員の方の配付資料につきましては、各市町の事務局において回収いただきますようよろしくお願いいたします。

4 閉会